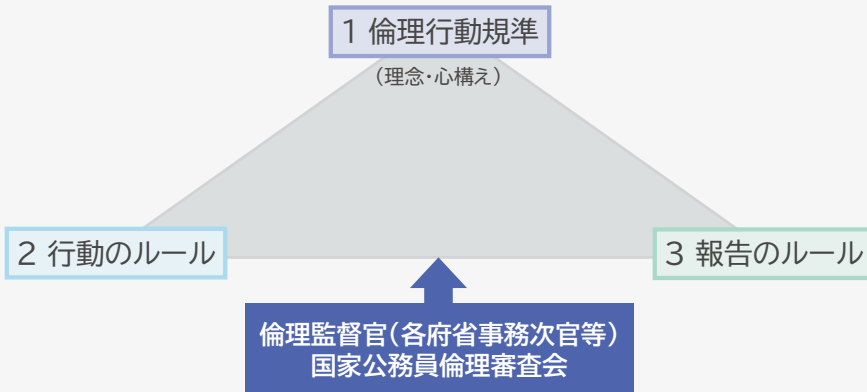


## 公務員の倫理の保持のために

国家公務員の倫理について、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程にルールが定められています。その事務を担当する専門的な独立機関として国家公務員倫理審査会が人事院に置かれています。

## 倫理保持のための仕組み



▲国家公務員倫理審査会  
(左から 山田委員、あおい委員、秋吉会長、山下委員、伊藤委員(人事官))

## 1 倫理行動規準

- ✓ 国民全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務執行に当たること
- ✓ 職務や地位を私的利益のために用いないこと
- ✓ 国民の疑惑や不信を招くような行為をしないこと
- ✓ 公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて職務に取り組むこと
- ✓ 勤務時間外でも、公務の信用への影響を認識して行動すること



## 2 行動のルールの概要

「利害関係者」(許認可の申請者、所管行政や契約の相手方等)との間で以下の行為が禁止されています。

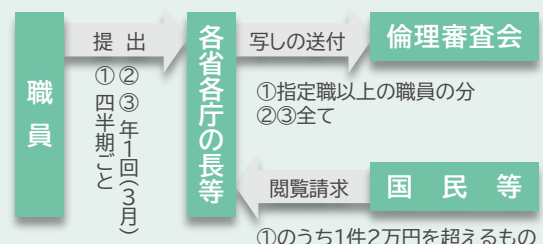
- ✓ 金銭・物品等の贈与を受けること
- ✓ 金銭の貸付けを受けること
- ✓ 車による送迎等を受けること
- ✓ 飲食の提供等の接待を受けること(自己の費用を負担して共に飲食することは可能)
- ✓ 共に遊技・ゴルフや旅行をすること など

「利害関係者」以外の者との間でも、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待等を受けることが禁止されています。

## 3 報告のルールの概要

職員の役職段階に応じて3種類の報告が義務付けられ、倫理審査会は職務の執行の公正さの観点から、送付された報告書の審査を行っています。

- |           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| ① 贈与等の報告  | 〔本省課長補佐級以上の職員〕<br>〔5千円を超える贈与等〕 |
| ② 株取引等の報告 | 〔本省審議官級以上の職員〕                  |
| ③ 所得等の報告  | 〔前年一年間を通じて本省〕<br>〔審議官級以上の職員〕   |



倫理審査会では、i「職員の倫理意識のかん養」、ii「倫理的な組織風土の構築」、iii「倫理法等違反への厳正かつ迅速な対応」を主要な柱に据え、職員の職務に係る倫理を保持するための各種施策を実施しています。

## i 職員の倫理意識のかん養

- ▶ 「国家公務員倫理月間」の実施
  - 全職員を対象とした研修の実施
  - 標語の募集及びポスターによる啓発
  - 倫理監督官等による職員への注意喚起
  - 職場内での倫理に関する意見交換の実施
- ▶ 官房長等や地方機関の長等との懇談会の開催
- ▶ 倫理制度説明会の実施・制度説明動画の提供
- ▶ 倫理に係る研修講師の派遣
- ▶ 各種研修教材の作成・配布
- ▶ 「倫理に関するWeb講演会」の開催



▲国家公務員倫理に関するポスター(令和7年度)  
(左:職員向け、右:事業者向け)



▲研修・広報資料

## ii 倫理的な組織風土の構築

- ▶ 公務員倫理ホットラインの設置
- ▶ 倫理的な組織風土の構築に向けた各府省等への支援
  - 各府省等が設置する相談・通報窓口の体制整備及び当該窓口の周知・利活用に関する支援
  - 相談しやすい職場環境の構築に向けた取組の要請

### 公務員倫理ホットライン

公務員倫理ホットライン

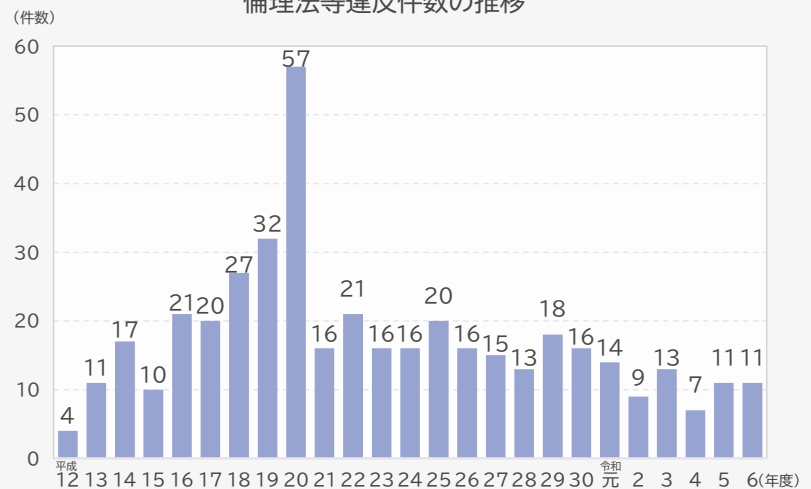
URL: <https://www.jinji.go.jp/rinri/tuuho.html>  
 郵送による通報・相談も受け付けています。  
 詳細はWEBサイトをご参照ください。



## iii 倫理法等違反への厳正かつ迅速な対応

- ▶ 倫理法・倫理規程違反事案に係る調査・懲戒手続の実施、懲戒処分の承認等
- ▶ 事案処理に関する留意事項や違反防止策の各府省への共有

### 倫理法等違反件数の推移



### 広報、意見聴取の実施

- ▶ 国家公務員の職務の相手方となる事業者及び国民に対する広報
- ▶ 倫理保持施策の参考とするための意見聴取  
(有識者からの意見聴取、各種アンケートの実施等)

